

○公益財団法人しまね海洋館役員等の 報酬に関する規程

【沿革】〔平成25年4月1日施行〕

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人しまね海洋館（以下「この法人」という。）定款第14条及び第29条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号、以下「公益認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、職員を兼務する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員等のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わず、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）及び消耗品等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給及び額)

第3条 この法人は、役員等の職務執行の対価として報酬を支給することができる。ただし、常勤役員は別表の額の範囲内で、別に定める管理職年俸制規程（以下「年俸制規程」という。）により支給するものとし、役員等の報酬は支給しない。

2 非常勤役員に対して、役員会又はこれに準ずる会合への出席等、この法人の任務として職務を遂行した場合には、次に定めるところにより報酬を支給することができる。

- (1) 職務に従事した日数1日につき…10,000円
- (2) 職務に従事した日数半日以内につき…5,000円
- (3) 前各号に定める職務に従事した時間並びに日数には、職務を遂行するために必要な、自宅から現地までの移動に要する時間又は日数を含むものとする。

3 役員等には、賞与、退職金は支給しない。ただし、常勤役員等の退任にあたっては、別に定める職員退職金規程により、職員としての退職金を支給することができる。

(費用)

第4条 この法人は、役員等がその職務の遂行に当たり要する費用は、別に定める費用弁償に関する規程等により処理するものとする。

(支給方法)

第5条 非常勤役員の報酬及び費用は、原則、職務に従事した日に現金で支給する。

2 急な会合など、職務に従事した日での報酬等及び費用の支給が困難な場合は、未払い分を毎月末ごとに取りまとめて、翌月20日(金融機関休業日の場合は直前の金融機関営業日)に、各役員等が指定する金融機関口座へ振り込むものとする。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、公益認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第7条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人しまね海洋館の設立の登記の日(平成25年4月1日)から施行する。

別表 (第3条関係)

給与の額	年額 7,000,000円以内
------	-----------------